

平成30年度 第交通1号 岐阜県総合都市交通体系調査業務 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、岐阜県内で平成29年度に都市計画道路の見直し方針（案）〔以下、見直し方針（案）〕を作成した市町のうち、将来交通需要推計を実施していない12市町（山県市、垂井町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、関市、美濃市、美濃加茂市、御嵩町、土岐市、恵那市）について、見直し方針（案）で対象とされている都市計画道路の見直し前後の将来交通需要推計を実施し、推計結果から見直し方針（案）の妥当性を検証することを目的とする。

なお、都市計画道路の見直しとは、都市計画決定されている道路の廃止、車線数の変更、幅員の変更のいずれかを行うことをいう。

2. 業務内容

2-1. 計画立案

業務を実施するにあたり、業務内容を具体化し、その妥当な手順・進め方を立案する。また業務に必要な各種データの整理を行う。

2-2 交通量推計

交通量推計は、「第5回中京都市圏パーソントリップ調査」（以下、「PT調査」という）を活用して実施する。将来交通需要推計の将来推計年次は、平成47年とする。なお、将来交通需要推計に必要な資料として「第5回中京都市圏総合都市交通体系調査 パersoントリップ調査業務委託 CD-R」については貸与する。

(1) 現況交通量推計用データ作成

見直し方針（案）で対象とする都市計画道路の将来交通需要推計が可能となるよう、ゾーニング、現況ネットワークデータ、現況ODデータなど、現況交通量推計の実施に必要なデータを作成する。

データ作成に当たっては以下に留意することとし、詳細については契約後の発注者との協議により決定するものとする。

・データ作成範囲

下記に示すPT調査データの対象圏域（岐阜県内32市町）とする。

①第5回 中京都市圏パーソントリップ調査「調査対象圏域」

岐阜市	大垣市	多治見市	関市	美濃市	瑞浪市	羽島市	恵那市
美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市	山県市	瑞穂市	本巣市	海津市
岐南町	笠松町	養老町	垂井町	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町
揖斐川町	大野町	池田町	北方町	坂祝町	富加町	川辺町	御嵩町

・ゾーンニング

下記に示すPT調査データの小ゾーンをベースとし、見直し方針（案）の検証が可能となるよう、必要に応じて分割を行う。

②第5回 中京都市圏パーソントリップ調査「地域別ゾーン数」

5分類	大	22地域	中	基本	小	備考
愛知県	1	10	54	216	502	
岐阜県	1	4	35	105	202	
三重県	1	3	9	51	85	
名古屋市	1	5	16	127	260	
都市圏計	4	22	114	499	1049	

・ネットワークデータ

すべての都市計画道路及び国県道などの主要な幹線道路や道路網として必要な市町道（表1及び表2を参照）などを反映したネットワークを構築することを基本とする。原則、ネットワークデータを構築する道路は、5.5m以上に改良されたものとするが、ネットワークの構築上止むを得ず5.5m未満の道路をネットワークに取り込むこともあり得る。

ただし、本業務で検証の対象とする12市町以外については、検証に影響の出ない範囲でネットワークデータを簡略化することができる。

・ODデータ

ゾーンニングに従い、適切に分割・集約を行う。ゾーンニング分割によるOD配分方法は、分割したゾーンにおける人口密度・人口比率・土地利用（住居系・商業系・工場系）などを想定している。また集約とは、調査対象圏域以外を想定している。

(2) 現況交通量推計

前項で作成したデータをもとに、現況交通量推計（平成23年）を実施する。なお、現況交通量推計結果は、平成22年道路交通センサスを用いて現況再現検証を実施し、相関係数0.9程度を確保すること。

(3) 将来交通量推計用データ作成

現況交通量推計用データをもとに、将来ネットワークデータ、将来ODデータなど、将来交通量推計の実施に必要なデータを作成する。

将来ネットワークは、都市計画道路をフルネットとするとともに、都市計画道路以外の将来道路網も反映すること。

(4) 将来交通量推計

前項で作成したデータをもとに、下記2ケースの将来交通量推計を実施する。

- ・ケース1 趨勢ケース（現都市計画・フルネット・平成47年）
- ・ケース2 見直しケース（見直し方針（案）反映・フルネット・平成47年）

なお、将来交通需要推計結果については、本業務対象以外の市町が個別に策定済みの都市計画道路見直し方針等との整合性を図ること。

2-3. 見直し方針（案）の検証

本業務で対象とする12市町の見直し方針（案）について、将来交通需要推計結果（ケース1及びケース2）において対象とする都市計画道路ならびに交通量が変動する影響路線（並行する路線など）の交通量、混雑度の変化を踏まえて検証を行う。

2-4. 「都市計画道路の見直し方針（案）」の改正

「都市計画道路の見直し方針（案）」岐阜県都市計画専門研究会（岐阜県都市政策課）（H13.5）（H20.7 一部改正）」について、見直し対象路線の選定方法等の内容改正を行う。

主な改正内容は、都市計画道路の評価方法を下記の手法について、分析方法の説明や分析工程などを追記する事であり、その他データの時点修正を予定している。

評価方法は、都市計画道路の「必要性」と「合理性」について階層分析法（AHP）を用いてそれぞれ客観的な評価を行い、「必要性」と「合理性」の2軸指標による評価を行う、2段階手法である。

※「都市計画道路の見直し方針（案）」については、岐阜県HPを参照すること。

2-5. 都市計画道路見直し研究会資料作成

県及び関係市町で構成する都市計画道路見直し研究会にかかる会議資料の作成補助等を行う。

3. 報告書作成

検討結果を整理し、報告書としてとりまとめる。

4. 協議・打合せ

打合せ回数は4回とする。

- ①業務着手時
- ②中間時（2回）
- ③成果品納品時

表1 対象市町

都市名 (PT調査 対象範囲)	都市計画 道路 路線数	現況ネットワーク 構築路線数 (都計道及び 市町道) ※1	将来ネットワーク 追加路線数 (市町道のみ) ※1	見直し 方針(案) 作成	見直し 路線数 ※2		本業務 での 検証対象
					幅員	廃止	
岐阜市	122	およそ7500	およそ700	○	13	6	—
瑞穂市	12	13	0	—	—	—	—
岐南町	12	28	91	○	2	1	—
笠松町	15	58	33	○	2	3	—
北方町	9	6	0	—	—	—	—
羽島市	20	17	0	○	4	3	—
各務原市	15	27	1	—	—	—	—
山県市	7	61	2	○	1	1	○
本巣市	3	29	0	—	—	—	—
大垣市	38	32	0	○	0	4	—
垂井町	8	11	1	○	2	2	○
神戸町	14	12	0	○	4	4	—
輪之内町	0	31	0	—	—	—	—
安八町	6	0	0	○	1	0	○
海津市	1	146	1	—	—	—	—
養老町	5	45	2	○	1	0	—
関ヶ原町	6	0	0	—	—	—	—
揖斐川町	4	39	0	○	3	0	○
大野町	5	99	0	○	1	0	○
池田町	6	53	0	○	3	0	○
関市	30	201	0	○	9	3	○
美濃市	21	15	0	○	8	1	○
美濃加茂市	29	40	1	○	2	2	○
坂祝町	2	23	1	—	—	—	—
富加町	2	8	0	—	—	—	—
川辺町	2	3	0	—	—	—	—
可児市	27	14	1	○	1	1	—
御嵩町	12	4	0	○	1	0	○
多治見市	31	16	4	○	0	2	—
土岐市	22	3	0	○	14	0	○
瑞浪市	16	41	0	—	—	—	—
恵那市	17	136	2	○	7	4	○
32	—	—	—	21	—	—	12

※1 概数であり、実際の作業量は協議の上決定する。

※2 同一路線で廃止及び幅員見直しを予定している路線もある。

